

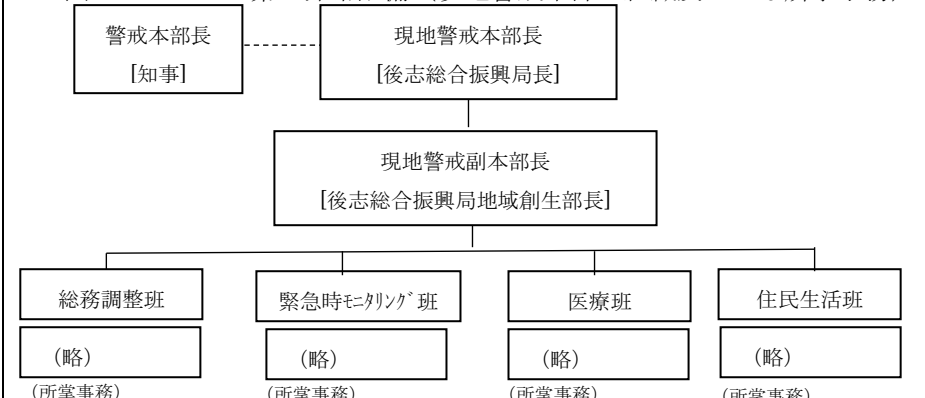
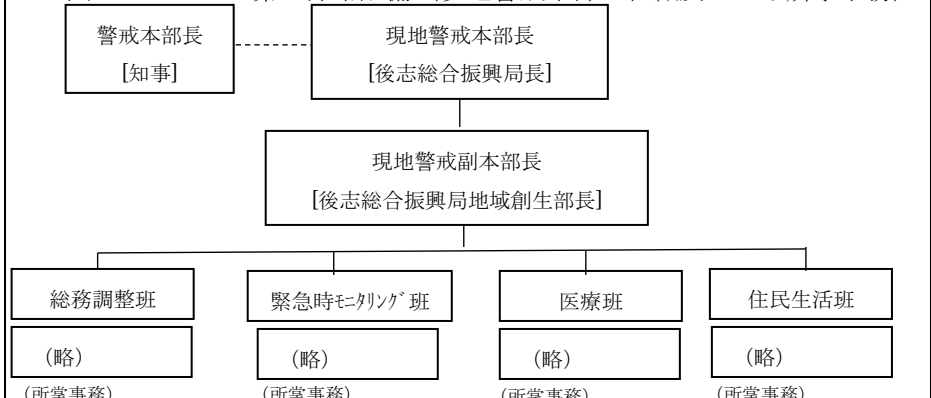
北海道地域防災計画（原子力防災計画編）新旧対照表（案）

平成 31 年 3 月 26 日

1 現 行	修 正 案	修正事由
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲 本道において、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲は、泊発電所を中心として、<u>概ね</u>半径 5 キロメートル圏の予防的防護措置準備区域（P A Z : Precautionary Action Zone）と、<u>概ね</u>半径 30 キロメートル圏の緊急防護措置準備区域（U P Z : Urgent Protective action planning Zone）とする。 また、本道において地域防災計画（原子力防災計画編）を作成すべき市町村は、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村（以下「関係町村」という。）とする。</p> <p>(略)</p> <p>第 5 節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施 P A Z においては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる<u>確定的影響等を回避するため</u>、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって P A Z の範囲外においても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施することがある。 また、U P Z においては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集事態（泊村（所在村）で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した事態（<u>ただし、泊村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合は警戒事態となる。</u>）をいう。以下同じ。） ・警戒事態 ・施設敷地緊急事態 ・全面緊急事態 <p>(略)</p> <p>第 6 節 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節～第 3 節 (略)</p> <p>第 4 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲 本道において、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲は、泊発電所を中心として、<u>おおむね</u>半径 5 キロメートル圏の予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）と、<u>おおむね</u>半径 30 キロメートル圏の緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective action planning Zone）とする。 また、本道において地域防災計画（原子力防災計画編）を作成すべき市町村は、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村（以下「関係町村」という。）とする。</p> <p>(略)</p> <p>第 5 節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施 P A Z においては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる<u>重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため</u>、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって P A Z の範囲外においても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施することがある。 また、U P Z においては、<u>確率的影響のリスクを低減するため</u>、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集事態（泊村（所在村）で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。） ・警戒事態 ・施設敷地緊急事態 ・全面緊急事態 <p>(略)</p> <p>第 6 節 (略)</p>	<p>表現の適正化</p> <p>原子力災害対策指針の改正</p> <p>原子力災害対策指針の改正</p> <p>表現の適正化</p>

1 現 行	修 正 案	修正事由																																							
<p>第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 原子力防災に関し、道、関係町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等及び原子力事業者が処理すべき事務又は業務の主なものは次のとおりである。 1～7 (略) 8 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="235 406 1008 558"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会札幌放送局</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>9～10 (略) 11 原子力事業者</p> <table border="1" data-bbox="235 710 1008 829"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道電力株式会社</td> <td>(略)</td> <td>原子力部原子力業務グループ</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 (略) 第2節 原子力防災体制等の整備 1～7 (略) 8 緊急事態応急対策拠点施設の整備等 (1) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、防災関係機関が一堂に会して情報の共有化を図り、関係者が一体となった緊急事態応急対策を実施するための緊急事態応急対策拠点施設である北海道原子力防災センター（以下「オフサイトセンター」という。）を地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練や住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。 (略) 第3節 避難収容活動体制の整備 1 避難等に関する計画の作成</p>	機関名	事務又は業務	連絡の窓口	(略)	(略)	(略)	日本放送協会札幌放送局	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	機関名	事務又は業務	連絡の窓口	北海道電力株式会社	(略)	原子力部原子力業務グループ	<p>第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 原子力防災に関し、道、関係町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等及び原子力事業者が処理すべき事務又は業務の主なものは次のとおりである。 1～7 (略) 8 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1160 406 1933 646"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会札幌放送局</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路株式会社北海道支社</td> <td>高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理を行うこと。</td> <td>道路事業部事業統括課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>9～10 (略) 11 原子力事業者</p> <table border="1" data-bbox="1160 710 1933 861"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道電力株式会社</td> <td>(略)</td> <td>原子力事業統括部原子力業務グループ</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 (略) 第2節 原子力防災体制等の整備 1～7 (略) 8 緊急事態応急対策等拠点施設の整備等 (1) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、防災関係機関が一堂に会して情報の共有化を図り、関係者が一体となった緊急事態応急対策を実施するための緊急事態応急対策等拠点施設である北海道原子力防災センター（以下「オフサイトセンター」という。）を地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練や住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。 (略) 第3節 避難収容活動体制の整備 1 避難等に関する計画の作成</p>	機関名	事務又は業務	連絡の窓口	(略)	(略)	(略)	日本放送協会札幌放送局	(略)	(略)	東日本高速道路株式会社北海道支社	高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理を行うこと。	道路事業部事業統括課	(略)	(略)	(略)	機関名	事務又は業務	連絡の窓口	北海道電力株式会社	(略)	原子力事業統括部原子力業務グループ	<p>後志自動車道余市IC共用開始に伴う関係指定公共機関の整理</p> <p>組織改正</p> <p>表現の適正化</p>
機関名	事務又は業務	連絡の窓口																																							
(略)	(略)	(略)																																							
日本放送協会札幌放送局	(略)	(略)																																							
(略)	(略)	(略)																																							
機関名	事務又は業務	連絡の窓口																																							
北海道電力株式会社	(略)	原子力部原子力業務グループ																																							
機関名	事務又は業務	連絡の窓口																																							
(略)	(略)	(略)																																							
日本放送協会札幌放送局	(略)	(略)																																							
東日本高速道路株式会社北海道支社	高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理を行うこと。	道路事業部事業統括課																																							
(略)	(略)	(略)																																							
機関名	事務又は業務	連絡の窓口																																							
北海道電力株式会社	(略)	原子力事業統括部原子力業務グループ																																							

1 現 行	修 正 案	修正事由
<p>(1) 関係町村は、住民等の防護対策を実施するに当たっては、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、次の区域における避難計画を定めておくものとする。(第2章第8節2「社会的環境に関する資料」を参照。)なお、道は関係町村に対し、国、防災関係機関及び原子力事業者の協力のもと、避難計画の作成について支援するものとする。</p> <p>ア 予防的防護措置準備区域：P A Z (略)</p> <p>イ 緊急防護措置準備区域：U P Z (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 要配慮者等に対する配慮</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に入所者等の避難誘導に配慮した体制の整備を図るものとする。また、道は、国の協力のもと社会福祉施設の避難に備え、関係機関と連携し、入所者等の避難先の確保のための支援を行うものとする。</p> <p>第4節～第11節 (略)</p> <p>第12節 原子力防災訓練の実施</p> <p>1 道の原子力防災訓練の実施</p> <p>道は、国、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関と連携して、原子力防災に関する防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、あわせて防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練等を各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画的に実施するものとする。</p> <p>なお、訓練の実施に当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定し、E A Lに応じた予防的な防護措置やO I Lに基づく避難等を伴う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練(図上演習等)など現場における判断力の向上に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>また、道は訓練を実施した後、関係町村や防災関係機関等に対する事後調査を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練方法等の改善等に活用するものとする。</p> <p>(1) 災害対策本部等設置運営訓練</p> <p>(2) 緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)運営訓練 (略)</p> <p>第13節 (略)</p>	<p>(1) 関係町村は、住民等の防護対策を実施するに当たっては、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、次の区域における避難計画を定めておくものとする。(第2章第8節2「社会的環境に関する資料」を参照。)なお、道は関係町村に対し、国、防災関係機関及び原子力事業者の協力のもと、避難計画の作成について支援するものとする。</p> <p>ア 予防的防護措置を準備する区域：P A Z (略)</p> <p>イ 緊急防護措置を準備する区域：U P Z (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 要配慮者等に対する配慮</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設等の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に入所者等の避難誘導に配慮した体制の整備を図るものとする。また、道は、国の協力のもと社会福祉施設等の避難に備え、関係機関と連携し、入所者等の避難先の確保のための支援を行うものとする。</p> <p>第4節～第11節 (略)</p> <p>第12節 原子力防災訓練の実施</p> <p>1 道の原子力防災訓練の実施</p> <p>道は、国、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関と連携して、原子力防災に関する防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、あわせて防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練等を要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画的に実施するものとする。</p> <p>なお、訓練の実施に当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定し、E A Lに応じた予防的な防護措置やO I Lに基づく避難等を伴う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練(図上演習等)など現場における判断力の向上に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>また、道は訓練を実施した後、関係町村や防災関係機関等に対する事後調査を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練方法等の改善等に活用するものとする。</p> <p>(1) 災害対策本部等設置運営訓練</p> <p>(2) 緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)運営訓練 (略)</p> <p>第13節 (略)</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

1 現 行	修 正 案	修正事由
<p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 (略) 第2節 応急活動体制 1～2 (略) 3 第2非常配備 (原子力災害警戒本部の設置) (1) (略)</p> <p>図3-2-3 第2非常配備 (現地警戒本部の組織及び主な所掌事務)</p>  <p>総務調整班 (略) (所掌事務) <u>1 警戒本部との連絡調整に関すること。</u> 2 情報の収集及び伝達に関すること。 3 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 現地警戒本部の庶務に関すること。</p> <p>緊急時モニタリング班 (略) (所掌事務) 緊急時モニタリングに関すること</p> <p>医療班 (略) (所掌事務) 原子力災害医療活動の準備に関すること</p> <p>住民生活班 (略) (所掌事務) 1 住民の防護対策に関すること 2 生活物資の供給に関すること</p> <p>(2) (略) (3) 関係町村の活動体制 P A Zを有する関係町村長は、警戒事態が発生した場合は、災害応急対策に対応する屋内退避所やバス集合場所の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 (略) 第2節 応急活動体制 1～2 (略) 3 第2非常配備 (原子力災害警戒本部の設置) (1) (略)</p> <p>図3-2-3 第2非常配備 (現地警戒本部の組織及び主な所掌事務)</p>  <p>総務調整班 (略) (所掌事務) <u>1 現地警戒本部の統括に関すること</u> 2 警戒本部、関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること(他班の所掌事務に関するものを除く。) 3 情報の収集及び伝達に関すること 4 現地警戒本部の庶務に関すること</p> <p>緊急時モニタリング班 (略) (所掌事務) 1 緊急時モニタリングに関すること 2 警戒本部、関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること(所掌事務に関するものに限る。)</p> <p>医療班 (略) (所掌事務) 1 原子力災害医療活動の準備に関すること 2 警戒本部、関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること(所掌事務に関するものに限る。)</p> <p>住民生活班 (略) (所掌事務) 1 住民の防護対策に関すること 2 生活物資の供給に関すること 3 警戒本部、関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること(所掌事務に関するものに限る。)</p> <p>(2) (略) (3) 関係町村の活動体制 P A Zを有する関係町村長は、警戒事態が発生した場合は、<u>連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、原子力施設の被害状況に応じて、</u>災害応急対策に対応する屋内退避所やバス集合</p>	<p>原子力防災訓練を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

1 現 行	修 正 案	修正事由																				
<p>(略)</p> <p>4 第3非常配備（災害対策本部の設置）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現地災害対策本部</p> <p>本部長は、災害対策本部の設置と同時に、オフサイトセンター内に北海道現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置するとともに、オフサイトセンターにおいて施設の状況の把握、緊急時モニタリング関係情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動を行う機能班に所定の職員を迅速に派遣する。</p> <p>ア 組織及び所掌事務</p> <p>第3非常配備（現地本部の組織）は、図3-2-5のとおりとし、各班の主な所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>なお、各班の班長を（3）に定める原子力災害合同対策協議会に派遣した場合、班長が指名する副班長が班の事務を所掌し、指揮監督する。</p> <p>図3-2-5 第3非常配備（現地本部の組織） (略)</p>	<p>場所の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 第3非常配備（災害対策本部の設置）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現地災害対策本部</p> <p>本部長は、<u>前号の規定による</u>災害対策本部の設置と同時に、オフサイトセンター内に北海道現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置するとともに、オフサイトセンターにおいて施設の状況の把握、緊急時モニタリング関係情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動を行う機能班に所定の職員を迅速に派遣する。</p> <p>ア 組織及び所掌事務</p> <p>第3非常配備（現地本部の組織）は、図3-2-5のとおりとし、各班の主な所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>なお、各班の班長を（3）に定める原子力災害合同対策協議会に派遣した場合、班長が指名する副班長が班の事務を所掌し、指揮監督する。</p> <p>図3-2-5 第3非常配備（現地本部の組織） (略)</p>	<p>表現の適正化</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務調整班</td> <td> <u>1 災害対策本部との連絡調整に関すること。</u> 2 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 3 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること。 4 災害情報の収集及び伝達に関すること。 <u>5 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。</u> 6 現地本部の庶務に関すること。 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>緊急時モニタリング班</td> <td> 1 緊急時モニタリングに関すること。 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>医療班</td> <td> 1 原子力災害医療活動に関すること。 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>住民生活班</td> <td> 1 住民の防護対策に関すること。 2 生活必需物資の供給に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p>	班名	所掌事務	総務調整班	<u>1 災害対策本部との連絡調整に関すること。</u> 2 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 3 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること。 4 災害情報の収集及び伝達に関すること。 <u>5 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。</u> 6 現地本部の庶務に関すること。 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	緊急時モニタリング班	1 緊急時モニタリングに関すること。 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	医療班	1 原子力災害医療活動に関すること。 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	住民生活班	1 住民の防護対策に関すること。 2 生活必需物資の供給に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務調整班</td> <td> <u>1 現地本部の統括に関すること。</u> <u>2 災害対策本部、関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること（他班の所掌事務に関するものを除く）。</u> 3 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 4 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること。 5 災害情報の収集及び伝達に関すること。 6 現地本部の庶務に関すること。 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>緊急時モニタリング班</td> <td> 1 緊急時モニタリングに関すること。 <u>2 災害対策本部、関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること（所掌事務に関することに限る）。</u> 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>医療班</td> <td> 1 原子力災害医療活動に関すること。 <u>2 災害対策本部、関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること（所掌事務に関することに限る）。</u> 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>住民生活班</td> <td> 1 住民の防護対策に関すること。 2 生活必需物資の供給に関すること。 <u>3 災害対策本部、関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること（所掌事務に関することに限る）。</u> 4 その他現地本部長が指示する事項に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p>	班名	所掌事務	総務調整班	<u>1 現地本部の統括に関すること。</u> <u>2 災害対策本部、関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること（他班の所掌事務に関するものを除く）。</u> 3 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 4 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること。 5 災害情報の収集及び伝達に関すること。 6 現地本部の庶務に関すること。 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	緊急時モニタリング班	1 緊急時モニタリングに関すること。 <u>2 災害対策本部、関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること（所掌事務に関することに限る）。</u> 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	医療班	1 原子力災害医療活動に関すること。 <u>2 災害対策本部、関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること（所掌事務に関することに限る）。</u> 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	住民生活班	1 住民の防護対策に関すること。 2 生活必需物資の供給に関すること。 <u>3 災害対策本部、関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること（所掌事務に関することに限る）。</u> 4 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	<p>原子力防災訓練を踏まえた修正</p>
班名	所掌事務																					
総務調整班	<u>1 災害対策本部との連絡調整に関すること。</u> 2 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 3 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること。 4 災害情報の収集及び伝達に関すること。 <u>5 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。</u> 6 現地本部の庶務に関すること。 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること。																					
緊急時モニタリング班	1 緊急時モニタリングに関すること。 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること。																					
医療班	1 原子力災害医療活動に関すること。 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること。																					
住民生活班	1 住民の防護対策に関すること。 2 生活必需物資の供給に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。																					
班名	所掌事務																					
総務調整班	<u>1 現地本部の統括に関すること。</u> <u>2 災害対策本部、関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること（他班の所掌事務に関するものを除く）。</u> 3 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。 4 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること。 5 災害情報の収集及び伝達に関すること。 6 現地本部の庶務に関すること。 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること。																					
緊急時モニタリング班	1 緊急時モニタリングに関すること。 <u>2 災害対策本部、関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること（所掌事務に関することに限る）。</u> 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。																					
医療班	1 原子力災害医療活動に関すること。 <u>2 災害対策本部、関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること（所掌事務に関することに限る）。</u> 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。																					
住民生活班	1 住民の防護対策に関すること。 2 生活必需物資の供給に関すること。 <u>3 災害対策本部、関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること（所掌事務に関することに限る）。</u> 4 その他現地本部長が指示する事項に関すること。																					

1 現 行	修 正 案	修正事由
<p>(3)～(9)略</p> <p>(10) 災害対策本部及び現地本部等の廃止 知事は、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされ、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるとき、又は、原子力災害の危険性が解消したと認めたときは、第3非常配備体制を解除し、災害対策本部、地方本部及び現地本部を廃止するものとする。 なお、廃止した場合は、その旨を国及び関係町村に連絡するものとする。</p> <p>第3節 住民等に対する広報及び指示伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道の行う広報及び指示伝達 (1)～(6)(略)</p> <p>(7) 道が行う広報事項は、概ね次のとおりとする。 (略)</p> <p>3 関係町村の行う広報及び指示伝達 関係町村は、道から指示又は情報の提供を受けた場合は、住民等に対し、広報車、有線放送、防災行政無線、ファクシミリ、緊急速報メール等の広報手段をもって迅速かつ的確に伝達し、広報の徹底に努めるものとする。 関係町村が行う広報事項は、概ね次のとおりとする。 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 防護対策 道は、地域住民の安全を第一に、次の防護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>1 防護対策の実施 (1) 防護措置の考え方 道は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、緊急事態の区分等に応じ、屋内退避や避難等の防護措置を実施する。</p> <p>ア 警戒事態における措置等 (ア) 道は、国の要請又は独自の判断により、PAZ内の関係町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を要請するとともに、この避難先となる市町村に対し、受入準備を要請する。</p> <p>(イ) PAZ内の関係町村は、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を行うとともに、あらかじめ指定された旅館又はホテル等へ受入れの準備を依頼する。 また、避難先となる市町村に避難所責任者を派遣し、旅館又はホテル等施設管理者と受入体制に関する調整を図る。</p>	<p>(3)～(9)略</p> <p>(10) 災害対策本部及び現地本部等の廃止 知事は、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされ、原子力災害に係る応急対策が<u>おおむね</u>完了したと認めるとき、又は、原子力災害の危険性が解消したと認めたときは、第3非常配備体制を解除し、災害対策本部、地方本部及び現地本部を廃止するものとする。 なお、廃止した場合は、その旨を国及び関係町村に連絡するものとする。</p> <p>第3節 住民等に対する広報及び指示伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道の行う広報及び指示伝達 (1)～(6)(略)</p> <p>(7) 道が行う広報事項は、<u>おおむね</u>次のとおりとする。 (略)</p> <p>3 関係町村の行う広報及び指示伝達 関係町村は、道から指示又は情報の提供を受けた場合は、住民等に対し、広報車、有線放送、防災行政無線、ファクシミリ、緊急速報メール等の広報手段をもって迅速かつ的確に伝達し、広報の徹底に努めるものとする。 関係町村が行う広報事項は、<u>おおむね</u>次のとおりとする。 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 防護対策 道は、地域住民の安全を第一に、次の防護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <p>1 防護対策の実施 (1) 防護措置の考え方 道は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、緊急事態の区分等に応じ、<u>た防護措置の実施方針に基づき</u>屋内退避や避難等の防護措置を実施する。</p> <p>ア 警戒事態における措置等 (ア) 道は、国の要請又は独自の判断により、PAZ内の関係町村に対し、<u>連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。また、原子力施設の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を要請するとともに、この避難先となる市町村に対し、受入準備を要請する。</u></p> <p>(イ) PAZ内の関係町村は、<u>連絡体制の確立等の必要な体制をと</u>り、<u>原子力施設の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を行うとともに、あらかじめ指定された旅館又はホテル等へ受入れの準備を依頼する。</u> また、避難先となる市町村に避難所責任者を派遣し、旅館又</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>原子力防災訓練を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

1 現 行	修 正 案	修正事由
<p>イ 施設敷地緊急事態における措置等 (ア) 道は、国の要請又は独自の判断により、P A Z内の関係町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難開始及び住民の避難準備を要請するとともに、この避難先となる市町村に対し、避難受入を要請する。 また、U P Z内の関係町村に対し、住民の屋内退避準備を要請する。 (イ) P A Z内の関係町村は、施設敷地緊急事態要避難者に対し、避難の開始を指示するとともに、あらかじめ指定された旅館又はホテル等に避難受入を要請するほか、住民の避難準備を行う。</p> <p>(ウ) U P Z内の関係町村は、住民に対し、帰宅や不要不急の外出を控えることを要請するなど、屋内退避の準備を行う。</p> <p>(エ) 道及び関係町村は、U P Z内に生活拠点を持たない観光客等の一時滞在者に対し、速やかにU P Z外へ移動するよう呼びかけるものとする。 この場合において、外国人観光客に対しては、多言語による情報伝達を行うなどの配慮を行う。</p> <p>ウ 全面緊急事態における措置等 (ア) 道は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、必要な防護措置を指示した場合は、P A Z内の関係町村に対し、住民の避難及び安定ヨウ素剤の配布並びに服用の指示を連絡する。 また、U P Z内の関係町村に対し、住民の屋内退避の指示を連絡するとともに、緊急時モニタリング結果に応じたO I Lに基づく防護措置の準備等を行うよう要請する。 (イ) 道は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国からU P Z内において予防的に避難するよう指示があった場合には、U P Z内の該当町村に対し、住民の避難の指示を連絡する。 また、緊急時モニタリング結果等に基づき、国からU P Z内における安定ヨウ素剤の配布及び服用の指示があった場合に</p>	<p>はホテル等施設管理者と受入体制に関する調整を図る。 <u>(ウ) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、道及び関係町村は、相互に協力して、施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針の案を作成する。</u></p> <p>イ 施設敷地緊急事態における措置等 (ア) 道は、国の要請又は独自の判断により、P A Z内の関係町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難開始及び住民の避難準備を要請するとともに、この避難先となる市町村に対し、避難受入を要請する。 また、U P Z内の関係町村に対し、住民の屋内退避準備を要請する。 (イ) P A Z内の関係町村は、<u>避難計画及び施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（以下「避難計画等」という。）に基づき</u>、施設敷地緊急事態要避難者に対し、避難の開始を指示するとともに、あらかじめ指定された旅館又はホテル等に避難受入を要請するほか、住民の避難準備を行う。 (ウ) U P Z内の関係町村は、<u>避難計画等に基づき</u>、住民に対し、帰宅や不要不急の外出を控えることを要請するなど、屋内退避の準備を行う。 (エ) 道及び関係町村は、<u>避難計画等に基づき</u>、U P Z内に生活拠点を持たない観光客等の一時滞在者に対し、速やかにU P Z外へ移動するよう呼びかけるものとする。 この場合において、外国人観光客に対しては、多言語による情報伝達を行うなどの配慮を行う。 <u>(オ) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部、道及び関係町村は、相互に協力して、P A Z内の避難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針の案を作成する。</u></p> <p>ウ 全面緊急事態における措置等 (ア) 道は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、必要な防護措置を指示した場合は、P A Z内の関係町村に対し、住民の避難及び安定ヨウ素剤の配布並びに服用の指示を連絡する。 また、U P Z内の関係町村に対し、住民の屋内退避の指示を連絡するとともに、緊急時モニタリング結果に応じたO I Lに基づく防護措置の準備等を行うよう要請する。 (イ) 道は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国からU P Z内において予防的に避難するよう指示があった場合には、U P Z内の該当町村に対し、住民の避難の指示を連絡する。 また、緊急時モニタリング結果等に基づき、国からU P Z内における安定ヨウ素剤の配布及び服用の指示があった場合に</p>	<p>原子力防災訓練を踏まえた修正</p> <p>原子力防災訓練を踏まえた修正</p> <p>原子力防災訓練を踏まえた修正</p> <p>原子力防災訓練を踏まえた修正</p>

1 現 行	修 正 案	修正事由
<p>は、UPZ内の該当町村に対し、安定ヨウ素剤の配布及び服用の指示を連絡する。</p> <p>(ウ) PAZ内及びUPZ内の関係町村は、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、避難計画に基づき、住民の避難や屋内退避等の防護対策を実施するものとする。</p> <p>エ 放射性物質放出後の措置等</p> <p>(ア) 国は、緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づいて行う避難又は一時移転（以下「避難等」という。）の防護措置の実施について、指示、助言等を行うこととしており、この指示等を行うに当たり、道及びUPZ内の該当町村に対し、事前に指示案を伝達し、意見を求めることとしている。</p> <p>指示案を伝達された道及びUPZ内の該当町村は、当該指示案に対して、速やかに意見を述べるものとする。</p> <p>(イ) 道は、国から緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づき、避難等の指示があった場合には、UPZ内の該当町村に対し、住民の避難等の指示を連絡するとともに、この避難等の受入先となる市町村に対し、受入れを要請する。</p> <p>また、関係町村等から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難等の対象地域、避難先、判断時期等について助言・調整する。</p> <p>(ウ) UPZ内の該当町村は、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、避難計画に基づき、避難等の受入先となる市町村や避難所となる旅館・ホテル等に受入れを要請するなど、住民の避難等の防護対策を実施するものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 早期避難が困難な要配慮者の屋内退避</p> <p>ア 関係町村長は、避難等の指示があった区域内の住民のうち、病院や社会福祉施設に在所していることや在宅で介護を受けていること等により早期の避難が困難な住民で、健康上の理由等から、避難よりも一旦屋内退避を優先することが必要な場合にあっては、当該住民に対して、気密性の向上等の放射線防護対策を講じた施設又はコンクリート建物での屋内退避を指示するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一時滞在場所の設置</p>	<p>は、UPZ内の該当町村に対し、安定ヨウ素剤の配布及び服用の指示を連絡する。</p> <p>(ウ) PAZ内及びUPZ内の関係町村は、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、避難計画及び全面緊急事態における防護措置の実施方針に基づき、住民の避難や屋内退避等の防護対策を実施するものとする。</p> <p><u>(エ) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部、道及び関係町村は、相互に協力して、放射性物質の放出に備え、UPZ内の一時移転等の対象地域や対象者の数等を含む一時移転等の実施方針の案を作成する。</u></p> <p>エ 放射性物質放出後の措置等</p> <p>(ア) 国は、緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づいて行う避難又は一時移転（以下「避難等」という。）の防護措置の実施について、指示、助言等を行うこととしており、この指示等を行うに当たり、道及びUPZ内の該当町村に対し、事前に指示案を伝達し、意見を求めることとしている。</p> <p>指示案を伝達された道及びUPZ内の該当町村は、当該指示案に対して、速やかに意見を述べるものとする。</p> <p>(イ) 道は、国から緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づき、避難等の指示があった場合には、UPZ内の該当町村に対し、住民の避難等の指示を連絡するとともに、この避難等の受入先となる市町村に対し、受入れを要請する。</p> <p>また、関係町村等から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難等の対象地域、避難先、判断時期等について助言・調整する。</p> <p>(ウ) UPZ内の該当町村は、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、避難計画及び一時移転等の実施方針に基づき、避難等の受入先となる市町村や避難所となる旅館・ホテル等に受入れを要請するなど、住民の避難等の防護対策を実施するものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 早期避難が困難な要配慮者の屋内退避</p> <p>ア 関係町村長は、避難等の指示があった区域内の住民のうち、病院や社会福祉施設等に在所していることや在宅で介護を受けていること等により早期の避難が困難な住民で、健康上の理由等から、避難よりも一旦屋内退避を優先することが必要な場合にあっては、当該住民に対して、気密性の向上等の放射線防護対策を講じた施設又はコンクリート建物での屋内退避を指示するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一時滞在場所の設置</p>	<p>原子力防災訓練を踏まえた修正</p> <p>原子力防災訓練を踏まえた修正</p> <p>原子力防災訓練を踏まえた修正</p> <p>表現の適正化</p>

1 現 行	修 正 案	修正事由
<p>(1) 本部長の要請 知事は、避難等の防護対策区域内の住民等が旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所が必要であると認める場合は、周辺市町村長に対し、基本法第 72 条第 1 項の規定に基づき、一時滞在場所の設置、避難者の受入れを要請するものとする。</p> <p>(2) 要請を受けた周辺市町村長の措置 知事から要請を受けた周辺市町村長は、当該市町村地域防災計画に定める指定施設を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。</p> <p>(3) 関係町村長の措置 関係町村長は、知事から避難等の指示の連絡を受けた場合は、住民等に対しその旨の指示を行い、避難住民等の輸送に努めるとともに、一時滞在場所及び避難所に職員を派遣して、受入市町村との連絡及び避難住民等の保護に当たらせるものとする。</p> <p>4 要配慮者等への配慮 (1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとし、これを行った場合は、道に対し速やかにその旨連絡するものとする。 また、道は、被災施設からの転所が道内の他の施設では対処できない場合は、関係都府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p> <p>(略) 第 6 節～第 9 節 (略)</p> <p>第 4 章 (略)</p> <p>別添 1</p> <p>緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて</p> <p>1. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（<u>当該施設が</u>炉規法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基</p>	<p>(1) 本部長の要請 知事は、避難等の防護対策区域内の住民等が旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所が必要であると認める場合は、周辺市町村長に対し、基本法第 72 条第 1 項の規定に基づき、一時滞在場所の設置、避難者の受入れを要請するものとする。 <u>また、知事は関係町村長から、一時滞在場所の設置及び運営等に対する支援の要請があった場合は、当該一時滞在場所へ職員を派遣するなど、必要な支援を行うものとする。</u></p> <p>(2) 要請を受けた周辺市町村長の措置 知事から要請を受けた周辺市町村長は、当該市町村地域防災計画に定める指定施設を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。</p> <p>(3) 関係町村長の措置 関係町村長は、知事から避難等の指示の連絡を受けた場合は、住民等に対しその旨の指示を行い、避難住民等の輸送に努めるとともに、一時滞在場所及び避難所に職員を派遣して、受入市町村との連絡及び避難住民等の保護に当たらせるものとする。 <u>また、関係町村長は、必要に応じて、道に一時滞在場所の設置及び運営等に対する支援を要請する。</u></p> <p>4 要配慮者等への配慮 (1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 社会福祉施設等はは、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとし、これを行った場合は、道に対し速やかにその旨連絡するものとする。 また、道は、被災施設からの転所が道内の他の施設では対処できない場合は、関係都府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p> <p>(略) 第 6 節～第 9 節 (略)</p> <p>第 4 章 (略)</p> <p>別添 1</p> <p>緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて</p> <p>1. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合し</p>	<p>原子力防災訓練を踏まえた修正</p> <p>原子力防災訓練を踏まえた修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>原子力災害対策指針の改正</p>

1 現 行					修 正 案					修正事由
準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)					ないものに限る。) であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの。					
警戒事態を判断するEAL (④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)		(略)			警戒事態を判断するEAL (④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)		(略)			
施設敷地緊急事態を判断するEAL		(略)			施設敷地緊急事態を判断するEAL		(略)			
全面緊急事態を判断するEAL		(略)			全面緊急事態を判断するEAL		(略)			
2. (略)					2. (略)					
別添2 OILと防護措置について					別添2 OILと防護措置について					
緊急防護措置	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
早期防護措置	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

1 現 行					修 正 案					修正事由
飲食物摂取制限※ ⁹	(略)	(略)	(略)	(略)	飲食物摂取制限※ ⁹	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
<p>※1 (略)</p> <p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</p> <p>※3～※8 (略)</p> <p>※9 IAEAでは、<u>OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</u></p> <p>《参考》(略)</p>					<p>※1 (略)</p> <p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して<u>おおむね</u>1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</p> <p>※3～※8 (略)</p> <p>※9 IAEAでは、<u>飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</u></p> <p>《参考》(略)</p> <p>(以上)</p>					<p>表現の適正化</p> <p>原子力災害対策指針の改正</p>